様式１

**新規開始支援制度申込書**

年　　月　　日

みおつくし工業用水コンセッション株式会社　御中

　　【給水施設工事申込者】

所在地

会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

お客さま番号

マスタ番号

給水所在地

大阪市工業用水道特定運営事業供給規程施行細目第20条（以下、「施行細目」という。）に定める工事の新規開始支援制度について、別添の要綱を確認したうえで、以下のとおり申込み致します。

□　工事費用支援サービス

[施行細目第20条(1) 規程第12条第１項ただし書の規定による工事の費用の運営権者による負担]

　　月の給水料をもって、給水開始月から給水料の合計額が100万円（消費税等を含まない）を超えたので、給水施設に要した工事費のうち、　　　　　　　円[[1]](#footnote-1)（消費税等を含まない）の支援を申請します。支援の方法は、［□翌月以降の給水料との相殺、□口座振込］を希望します。

口座振込希望口座

銀行名　　　　　　　　支店名　　　　　　　　口座種別　　　　　　口座番号

□　工事費用分割払いサービス

[施行細目第20条(2) 規程第12条第２項ただし書の規定による工事費予定額の前納の一部免除]

新規開始に係る給水工事費予定額の前納の一部免除を申請します。

別添

**新規開始支援制度　要綱**

この要綱は、みおつくし工業用水コンセッション株式会社（以下、当社という。）が大阪市工業用水道特定運営事業供給規程施行細目第20条で定める工事の新規開始支援制度の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

1. 工事費用支援サービスの適用を希望する利用者は、給水開始月から12か月の間の給水料の納付額の合計が100万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を超えたときは、超えた月の翌月１日から起算して60日以内に、様式１『新規開始支援制度申込書』をもって、新規開始支援制度の申込を行わなければならない。なお、超えた月とは、給水料の納付額の合計が100万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を超える納付が行われた日の属する月をいう。
2. 工事費用分割払いサービスの適用を希望する利用者は、当社が工事費予定額全額を提示した日から７日以内に様式１『新規開始支援制度申込書』をもって、新規開始支援制度の申込を行わなければならない。
3. 工事費用分割払いサービスの申込みをした利用者に対して当社が実施する審査の詳細については開示しない。
4. 本要綱において、大阪市工業用水道特定運営事業供給規程及び大阪市工業用水道特定運営事業供給規程施行細目（以下、供給規程等という。）と異なる定めがあった場合には、供給規程等を優先する。

この要綱に関する必要な事項は、当社が別に定める。

**新規開始支援制度**

**制度適用/審査結果　通知書**

年　　月　　日

〇〇〇株式会社　御中

（お客さま番号　　　　　　マスタ番号　　　）

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

　みおつくし工業用水コンセッション株式会社は、〇〇〇株式会社が〇年〇月〇日付で提出した新規開始支援制度申込書について、下記のとおり決定しましたので、通知致します。

1. 対象となる申込制度

□：大阪市工業用水道特定運営事業供給規程施行細目第20条第１項第１号に基づく

**『工事費用支援サービス』**

□：大阪市工業用水道特定運営事業供給規程施行細目第20条第１項第２号に基づく

**『工事費用分割払いサービス』**

□２-1『工事費用支援サービス』にかかる制度適用通知

　以下のとおり適用致します。

工事費用のうち、　　　　　円を以下の方法で支援致します。

［□翌月以降の給水料との相殺、□口座振込[[2]](#footnote-2)］

□２-2『工事費用分割払いサービス』にかかる審査結果通知

　審査の結果を以下の通り通知致します。

□：工事費用分割払いサービスの適用対象とする。

□：工事費用分割払いサービスの適用対象外とする。

　なお、審査の詳細については開示致しません。

1. 施行細目第20条(1)に記載のとおり、上限は50万円（消費税等を含まない）とします。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 振込手数料は、貴社の負担にてお振込み致します。ご理解いただきますようお願い致します。 [↑](#footnote-ref-2)